

一般社団法人東大阪青年会議所定款	
条	変更後定款
第1章 総則	
1	(名称) 当法人は、一般社団法人東大阪青年会議所（英文名 Junior Chamber International Higashiosaka）と称する。
2	(主たる事務所) 当法人は、主たる事務所を大阪府東大阪市に置く。
3	(目的) 当法人は、地域社会における政治、経済、社会文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力して、日本経済の正しい発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際青年会議所を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。
4	(運営の原則) 当法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業は行わない。 2 当法人は、これを特定の政党のために利用しない。
5	(事業) 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 地域社会の政治、経済、社会、文化に関する研究並びにその進歩、発展に資する事業 (2) 社会奉仕に関する事業 (3) 青少年問題に関する事業 (4) 会員の指導力開発及び相互の親睦を図るための事業 (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体との提携 (6) その他の、当法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業については、主に大阪府において行うものとする。
第2章 会員及び会費	
6	(会員の種別) 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という。）上の社員とする。 (1) 正会員 東大阪市及びその近郊に居住する満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、当法人の目的に賛同する者。ただし、満40歳に達した年の12月31日まではその資格を失わない。 (2) 特別会員 正会員であった者で、前項に定める年齢制限に達した者のうち、翌年以降において当法人の会員となることを希望する者。 (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者で、理事会の推薦を受け、総会で承認された者。 (4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人又は団体で理事会の承認を受けた者。 2 この他特別会員、賛助会員に関する事項は、総会の決議により別に定める「会員資格規程」による。
7	(入会) 正会員になろうとする者は、会員2名以上の責任ある推薦により、総会の決議により別に定める「会員資格規定」に基づく所定の入会手続きにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。 2 この他入会に関する事項は、「会員資格規程」による。
8	(会費及び入会金) 会員は当法人の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、「会員資格規定」に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員についてはこの限りではない。
9	(会員の権利及び義務) 正会員は当法人役員並びに委員に選任される資格を有する。 2 正会員は公益社団法人日本青年会議所役員及び委員に選任される資格を有する。 3 会員は、本定款その他の規定を遵守し、当法人の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。
10	(退会) 当法人を退会しようとする会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
11	(除名) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) 本定款、その他の規定に違反したとき (2) 当法人の名誉を棄損し、当法人の目的に反する行為をしたとき (3) 当法人の秩序を著しく乱すなど、会員として適当でないと認められたとき (4) 会費納入の義務を履行しないとき (5) 出席義務を履行しないとき 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、かつ除名の決議を行う総会において弁明する機会を与えなければならない。 3 除名を決議したときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

12	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき</p> <p>(3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき</p> <p>(4) 法人又は団体が解散したとき</p> <p>(5) 総正会員が同意したとき</p> <p>(6) 除名されたとき</p> <p>(7) この他会員資格の喪失については、会員資格規定に定める</p>
13	<p>(会員資格喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。</p> <p>2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。</p>
第3章 総会	
14	<p>(構成)</p> <p>総会は、全ての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前条の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。</p>
15	<p>(権限)</p> <p>総会は次の事項を決議する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算の承認</p> <p>(3) 役員を選任及び解任</p> <p>(4) 直前理事長及び顧問の承認</p> <p>(5) 会員資格規定及び役員選任の方法に関する規定の制定、変更、廃止に関する事項</p> <p>(6) 理事会において総会に付議した事項</p> <p>(7) 正会員でない監事の報酬等の額</p> <p>(8) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項</p>
16	<p>(開催)</p> <p>当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 総会は、通常総会として毎年度1月に開催するほか、8月及び必要がある場合に開催する。</p> <p>3 毎年度1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>4 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する</p> <p>(1) 理事会が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の開催の請求があったとき。</p>
17	<p>(招集)</p> <p>総会は、前条第4項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。</p> <p>2 理事長は前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集する場合には、総会の日時、場所及び目的並びにその他法令で定める事項を示した書面により、少なくとも総会の日の7日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による表決をすることができる場合は、少なくとも総会の日の14日前までに正会員に通知を発しなければならない。</p>
18	<p>(議長)</p> <p>総会の議長は、理事長がこれにあたる。</p>
19	<p>(議決権)</p> <p>正会員は、各1個の議決権を有する。</p>
20	<p>(定足数)</p> <p>総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。</p>
21	<p>(決議)</p> <p>総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。</p>
22	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>総会において、正会員が代理人によって議決権を行使しようとするときは、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。なお、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、電磁的方法によって、当該書面に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>2 前項より行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。</p>
23	<p>(代理人の資格)</p> <p>前条に定める代理人の資格は、議決権を有する正会員に限る。</p>
24	<p>(議事録)</p> <p>総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 出席した議長及び出席した正会員のなかから当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名捺印しなければならない。</p>

	第4章 役員等
25	(役員) 当法人には次の役員を置く。 (1) 理事 13名以上24名以内 (2) 監事 2名以上5名以内 2 理事のうち1名を理事長、5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
26	(選任) 役員は、総会の決議によって選任する。 2 理事は正会員の中から選任する。 3 監事は正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。 4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。 5 この他役員を選任の方法については、総会の決議により別に定める役員選任の方法に関する規程による。
27	(理事の職務及び権限) 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。 2 理事長は当法人を代表し会務を総理する。 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定められたところに従い、その事業執行に係る職務を代理し代行する。 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、常務を掌理する。理事長、副理事長が事故あるときはその職務を代理し代行する。 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
28	(監事の職務及び権限) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。 4 その他監事に認められた法令上の権限を有する。
29	(任期) 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
30	(解任) 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
31	(直前理事長及び顧問) 当法人には、直前理事長及び顧問を置くことができる。 2 直前理事長は、理事長が指名し、総会において承認する。 3 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。 4 顧問は、直前理事長経験者の中より理事会において選任する。 5 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。 6 直前理事長及び顧問は理事会に出席する。ただし、理事会における議決権を有しない。 7 直前理事長及び顧問の任期は第29条第1項の規定を準用する。 8 直前理事長及び顧問の解任については第30条の規定を準用する。
32	(報酬) 役員、直前理事長及び顧問は無報酬とする。ただし、正会員でない監事についてはこの限りではない。 2 正会員でない監事の報酬の額については、総会の決議によって定める。 3 前2項に関し必要な事項は総会の決議により定める。
	第5章 理事会
33	(構成) 当法人には理事会を置く。 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
34	(権限) 理事会は次の職務を行う。 (1) 運営規定及び庶務規定、その他必要な規定、規則の制定、変更、廃止に関する事項 (2) 前号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定 (3) 理事の職務の執行の監督 (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

35	(開催) 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。 2 定例理事会は毎月1回開催する。 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき。 (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。 (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
36	(招集) 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合を除く。 2 理事長は、前条第2項第3号に該当する場合はその請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
37	(議長) 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
38	(定足数) 理事会は、これを構成する理事の過半数の出席をもって成立する。
39	(決議) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
40	(理事会の決議の省略) 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
41	(議事録) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 2 出席した理事長及び当該理事会において議事録署名人に選任された理事2名は、前項の議事録に署名捺印しなければならない。
第6章 例会及び委員会等	
42	(例会) 当法人は、理事会の決議により別に定める運営規程により原則毎月1回例会を開催する。 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。
43	(委員会の設置) 当法人はその目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するために委員会を理事会の決議により置く。 2 前項にかかわらず、必要に応じて理事会の議を経て特別な機関を設けることができる。 3 委員会及び特別な機関の設置及び運営については、理事会の決議により別に定める運営規程による。
第7章 基金	
44	(基金の拠出) 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。
45	(基金の取扱い) 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び返還等の取扱いについては、理事会の決議により定める「基金管理規程」によるものとする。
46	(基金拠出者の権利) 当法人は、解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。 2 前項の規定に関わらず、当法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還できるものとする。 3 当法人に対する基金の拠出者については他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできないものとする。
47	(基金の返還の手続) 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。 2 前条第2項の基金の返還の手続については理事会の決議により定めるものとする。
48	(代替基金の積立) 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。
第8章 資産及び会計	
49	(事業年度) 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

50	(資産及び経費の支出) 当法人の資産は入会金、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって構成し、経費は資産をもって支弁する。
51	(資産の管理) 当法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。
52	(事業計画及び収支予算) 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
53	(事業報告及び決算) 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務局に備え置くものとする。
第9章 事務局	
54	(事務局の設置) 当法人は、その事務を処理するため事務局を置く。
55	(職員) 事務局には次の職員を置くことができる。 (1) 事務局長 1名 (2) 書記 若干名 2 事務局長は事務局を統括する。 3 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。
56	(規定への委任) 前2条のほか、事務局に関して必要な事項は理事会の議を経て別に定める。
57	(備付け帳簿及び書類) 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。 (1) 定款その他諸規程 (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 (3) 理事、監事の名簿 (4) 認可、許可等及び登記に関する書類 (5) 理事会及び総会の議事に関する書類 (6) 財産目録 (7) 事業計画書及び収支予算書 (8) 事業報告書及び計算書類等 (9) 監査報告書 (10) その他法令で定める帳簿及び書類 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。
第10章 定款の変更及び解散	
58	(定款の変更) 本定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により、変更することができる。
59	(解散) 当法人は、一般法人・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。
60	(残余財産の処分) 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 2 当法人は、剰余金の分配は行わない。
第11章 公告	
61	(公告の方法) 当法人の公告は、電子公告による。 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。
第12章 補則	
62	(委任) 本定款に別に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

	<p data-bbox="177 145 220 168">附則</p> <ol data-bbox="177 174 1334 369" style="list-style-type: none"><li data-bbox="177 174 1334 241">1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。<li data-bbox="177 241 1334 264">2 当法人の最初の代表理事は立岡泰昭とする。<li data-bbox="177 264 1334 369">3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
--	--

一般社団法人東大阪青年会議所 諸規程	
条	
	会員資格規程
	第1章 新会員の加入
1	定款第7条の規定する入会希望者は、会員（在籍1年以上）2名の責任ある推薦により入会申込書に必要な事項を添え推薦者を経て理事長に入会申し込みをすること。
2	理事会は入会の申し込みがあった時は、会員選考委員会に選考を依頼する。
3	会員選考委員会は、次の基準をもって入会希望者を選考する。 （1）定款に基づき品格のある青年であること。 （2）J C活動をするに支障なき条件を備えたる人。
4	会員選考委員会は理事長により指名された理事5名により構成される。 2. 会員選考委員会は理事長により指名される。 3. 会員選考委員長は理事会より委嘱された入会申込者の資格につき綿密な調査を行う。 4. 会員選考委員会は3名以上の出席により成立し、無記名投票により満票の場合にのみ入会申込者としての資格を有する者と認める。 5. 会員選考委員長は前項の結果を理事長に報告しなければならない。
5	理事長は会員選考委員会の報告を受けたならば、理事会の承認を求めなければならない。
6	理事長は次回例会迄入会予定者に面接し、社団法人東大阪青年会議所に関する一般事項を説明する。
7	理事会に於て入会を承認されたもので、1ヵ月以内に入会金及び会費の納入なき場合は自動的に入会資格を失うものとする。所定の手続きを経たものは新会員に通告する。
	第2章 会費
8	会費及び入会金は次の通りとする。 正会員 入会金 50,000円 正会員 会費 年額 160,000円 特別会員 会費 終身 100,000円 賛助会員 会費 年額 100,000円
9	会費は原則として全額を3月末日迄に納入するものとする。但し、特別の理由があつて総務委員長が認めた場合には分割納入することができる。
10	理事会に於て徴収方法を変更した場合は全会員に通知する。
11	臨時会費は理事会に於て定め、その都度徴収する。
12	或る期の会費を未納のまま次期以降の会費を納入することはできない。
	第3章 会員の失格
13	会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事長は当該会員の退会を総会に報告する。 （1）会員が退会届を提出した場合 （2）会員が死亡した場合 2. 会員が本所の体面を傷つけたり、又は本所の趣旨に反する行為をした場合、理事会が当該会員の除名を適当と判断したときは理事長は当該会員の除名を総会に報告する。 3. 次の各号のいずれかに該当する正会員に対し、理事会が勧告状を発送し、10日間を経過して何等回答のない場合、理事長は当該会員の除名を総会に報告する。 （1）6ヵ月以上に亘り会費を滞納している正会員 （2）正当な理由なくして6ヵ月以上に亘り例会に連続欠席した正会員 （3）出席率20%未満の正会員
	第4章 会員の休会
14	やむを得ない事由により長期間出席できない正会員は理事会の承認に於いて休会することができる。但し、休会中の会費はこれを免除しない。 2. 休会の期間は理事会においてその都度定める。
	第5章 特別会員
15	年齢制限に達した正会員は特に申し出ない限り特別会員の資格を有し、年齢制限に達したのち、1年以内に会費を納入することにより特別会員となる。
16	特別会員は本会議所の例会等に出席し、意見を述べることができる。 2. 特別会員は本会議所の役員となることはできない。但し、直前理事長は除く。 3. 特別会員は総会での表決権を有しない。
	第6章 賛助会員
17	賛助会員は本会議所の例会等に出席する事ができる。 2. 賛助会員は本会議所の役員となることはできない。 3. 賛助会員は総会での表決権を有しない。
	運営規程
	第1章 例会
1	例会は原則として毎月1回以上行うものとする。
2	会員は例会に出席せねばならない。
3	出席率よき会員は、総会において表彰する。但し、例会、委員会100%出席者を出席最優秀者（理事、直前理事長、監事を除く）とし、同80%以上を出席優秀者とする。（理事、直前理事長、監事を含む）
4	すべての会合に於て欠席、遅刻、早退する場合は、必ず前もって届け出なければならない。
5	全国会員大会、地区会員大会、社団法人日本青年会議所の総会、国際会議に出席した場合は、会議のある月の例会に出席したものとみなす。 2. 他の青年会議所の例会に出席した場合は、当該青年会議所の出席登録証のある場合に限り、本会議所のその月の例会に出席したものとみなす。（アテンダンス制度）
6	理事長委嘱又は委員会活動等、青年会議所の公用により例会に出席できない場合は、その例会に出席したものとみなす。
	第2章 委員会
7	本会議所定款第43条1項に基づく委員会の設置を、当該事業年度の理事会に於て決定する。 2. 前項の委員長は理事のうちから理事長が理事会の議を経て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから理事会の議を経て理事長が任命する。
8	本会議所定款第43条2項に基づき、理事会は必要に応じて特別な機関を設けることができる。 2. 前項の構成員は正会員のうちから理事会の議を経て理事長が任命する。
9	委員会に委員長1名、副委員長若干名及び委員若干名を置く。

10	委員会はその関係する事項に関し意見を結集し本会議所の機能を通じてその達成に努めて以て本会議所の健全なる発展をはかることを目的とする。
11	各委員長は委員会開催の都度その協議事項を3日以内に書面を以て担当副理事長を通じ理事長に報告する。
12	委員長は委員会を総括する。委員長事故あるときは副委員長がこれを代行する。
13	各委員会の決議は出席委員の過半数の同意により決定する。
14	委員会は委員長必要と認めるとき又は委員2名以上の請求あつたとき委員長が招集する。
15	理事長、副理事長、専務理事は本会議所運営規程第7条の各委員会に属しない。但し委員会に出席して意見を述べることができる。
16	2つ以上の委員会に関係ある事項については関係委員会の協議により合同委員会を開くことができる。
17	委員会又は合同委員会で決議した事項は理事会の議を経て之を執行する。
	第3章 理事会
18	定例理事会は毎月原則として27日に招集し、その日が休日に当たるときは順次繰延べる。
19	理事会は理事長が招集する。理事長事故あるときは副理事長及び専務理事が招集することができる。各理事は理事長に対し議題及び招集の理由を付して理事会の招集を請求することができる。
20	前条の定例理事会は招集の手続きを経ないで開くものとする。
21	理事会の議長は理事長がこれにあたり、理事長事故あるときは副理事長があたる。
22	理事会は次の事項を決議する。 (1) 総会の招集及び総会に提出すべき議案の決定 (2) 総会において議決された事業計画に基づき事業の立案及びその運営に関する事項 (3) 総会において議決された予算の執行に伴う重要事項 (4) 社団法人東大阪青年会議所運営規程、並びに社団法人東大阪青年会議所庶務規程及び諸規程の制定、変更廃止に関する事項 (5) 会員の入会及び退会の承認 (6) 慶弔及び見舞金に関する事項 (7) 人事及び給与、報酬に関する事項 (8) 寄付金に関する事項 (9) 公文書発送に関する事項 (10) その他業務上必要な事項
23	理事会に提出する議案は理事長が定める。但し他の理事が緊急の議案を提出することを妨げない。
24	理事長は理事会に於て決定した事項についてその具体的細目を定め第22条に掲げる理事会決議事項を除く一般会務の執行を決定する。
25	理事長は次の事項を理事会に報告しなければならない。 (1) 前1ヶ月間の会務の一般報告 (2) 理事会に於て決定した事項の執行状況 (3) その他必要と認められる事項
26	理事は理事長に対して関係帳簿、書類類の閲覧を請求する事ができる。この場合正当な理由なくして理事長はこれを拒むことができない。
27	理事は、支障あつて理事会に出席できないときは前日迄にその旨届出なければならない。
	第4章 褒賞
28	本所は青年会議所運動の高揚をはかるために以下の褒賞規程により該当委員会、会員に対し定時総会において褒賞
29	褒賞の計画は総務委員会にて行い、候補者の資格の判定に必要な資料を理事会に提出する。
30	対象 (1) 委員会 (2) 会員（物故会員及び特別会員を含む） 2. 資格 社団法人東大阪青年会議所運動に顕著な功績のあつた委員会及び会員 3. 推薦 (1) 各委員会の決定による委員長の推薦 (2) 理事長の推薦 4. 選考 (1) 定時総会前の理事会に於て選考する。 (2) 推薦者は前号理事会1週間前迄に総務委員会に候補者の書類を提出し、総務委員会はその資格判定に必要な資料を理事会に提出する。 (3) 該当者は理事会に於て決定する。 5. 褒賞は定時総会に理事長が行い、賞状をもって表彰し記念品を贈呈する。
	庶務規程
	第1章 事務局
1	事務局は事業年度毎に次の項目に従い文書を整理保存しなければならない。 (1) 東大阪青年会議所内部に関する書類 (2) 日本青年会議所、近畿地区協議会、及び大阪ブロック協議会に関する書類 (3) 事務局日誌 (4) 東大阪青年会議所ニュース及び会報 (5) 日本青年会議所及び他青年会議所ニュース及び会報 (6) 受発信簿 (7) 会計諸帳簿 (8) その他重要と認められる書類
2	事務局は備品台帳を整備し貸出し回収、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。
3	2. 廃棄にあつては理事会の決裁を受けなければならない。
3	外部より受信した書類は理事長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於て保存するものとする。
4	総会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、夫々会員或は理事会に詳報しなければならない。
	第2章 会計・経理
5	会計に用いる諸帳票は次のものとする。 (1) 帳簿（総勘定元帳、会費徴収簿） (2) 決算書類（貸借対照表、予算、収支増減対照表、事業報告書、財産目録、諸勘定内訳明細書、未払金明細書、監査報告書、余剰金（欠損金）処分計算書 (3) 伝票（振替伝票、入出金伝票）
6	会計帳簿に次の区分に従い保存するものとする。 (1) 決算書類は永久保存 (2) その他の書類は次年度より起算して3カ年保存

	第3章 慶弔
7	本章は会員の慶弔、その他諸見舞金給付に属する事項を定める。
8	会員は本章に定める給付を受けるべき該当のある場合は遅滞なく事務局へ届け出るものとする。
9	本人に関する慶弔の場合は次の金品を贈与する。 (1) 本人結婚の場合 10,000円 (2) 本人死亡の場合 10,000円としきみ料 (3) 配偶者死亡の場合 5,000円としきみ料 (4) 本人の1親等の親族死亡の場合 3,000円としきみ料 (5) 本人と同居の2親等の親族死亡の場合しきみ料のみ
10	災害時に関する見舞金は状況により理事会の審議を経て必要と認められる時は適宜見舞金を給付するものとする。
11	制限年令に達した正会員の場合に限り理事会に於て協議の上、記念品を贈呈するものとする。その金額は理事会に於て定める。
12	事務局員の慶弔に際しては理事会に於てその都度定める。
	第4章 旅費
13	職員が公務により国内を旅行するときは、本人の請求により本規定による旅費を支給する。
14	旅費は交通費、宿泊料、日当とする。
15	交通費は原則として実費の金額を支給する。
16	宿泊は現に旅宿に於て要した日数を以て計算する。但し、車中宿泊は2回を以て旅宿1回とする。日当は出発より帰省に日を以て計算する。但し夜間出発、早朝帰省はこれを含まない。宿泊及び日当の額は別表による。
17	旅費はその金額を支給する。
18	本規定に定めるもののほか、必要な事項はその都度理事会に於いて決定する。 別表 宿泊料 1日に付 5,000円 日当 1日に付 3,000円
	役員選任の方法に関する規程
1	本所の役員を選出せんとするときは、本規定によりこれを行うものとする。
2	毎年8月中に定時総会を開催して本所の次年度役員予定者を選出し、これを決定する。
3	毎年6月中の理事会に於て、次年度の選考委員として理事中より2名、在籍3年以上の理事以外の正会員より3名を選出する。
4	役員選考委員会は役員選出のため、在籍1年以上の正会員より20名以上を選考の上被選挙者名簿を作成し、総会1週間前迄に正会員に通知しなければならない。
5	役員候補は被選挙者名簿に記載された者の中より正会員の一般無記名(連記制)投票により理事予定者15名を得票数の多い者により順次選出し、得票数が同数の場合は次の順位による。 (1) 過去1年間の例会出席率の高い者。 (2) 本会議所の入会の早い者。 (3) 年令の大なる者。又選挙に関するすべての事務手続きは、役員選考委員会が当たるものとする。
6	次年度理事予定者中3分の1以上は現在理事以外のものより選出せねばならない。
7	次年度理事長予定者は第5条により選出した理事予定者の互選による。
8	次年度理事長予定者は在籍1年以上の正会員より5名以内の理事予定者候補を推薦し総会の承認を受けるものとする。
9	次年度理事長予定者は第5条及び第8条により選出した理事予定者中より副理事長予定者候補4名以内及び専務理事予定者候補を推薦し総会の承認を受けるものとする。
10	役員選考委員会は役員経験のある者より監事予定者候補2名以内を推薦し、総会の承認を受けるものとする。
11	任期中の役員に欠員が生じたときは理事長の場合は副理事長の中より、副理事長の場合は専務理事及び理事の中より、専務理事の場合は理事の中より所定の手続により選出の上決定する。理事及び監事の場合は理事会がその補充の必要を認めた時に限り正会員中より所定の手続により選出の上決定する。
12	理事は4年以上連続してその役につくことはできない。 2. 次年度年齢制限に達する会員はそのかぎりではない。
13	日本青年会議所役員候補者を本所より選出する必要があるときは、理事会に於て承認を求める。